

いじめ防止基本方針

真岡市立大内中央小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛等を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2 いじめ防止等の基本的な考え方

- （1）「いじめは人間として絶対に許されない」「全ての児童に起きる可能性がある」という認識のもと、児童のささいな変化や気づいた情報を確実に職員間で共有し、組織的に早期発見・早期対応に努める。
- （2）明るく楽しい雰囲気に加え、節度ある生活態度を身に付けさせることで、落ち着いた校風の醸成と「いじめを許容しない雰囲気」づくりに努める。
- （3）「分かる授業づくり」を目指し、児童一人ひとりが安心して参加・活躍できる授業を工夫する。
- （4）児童の悩みや保護者の相談等を積極的に受け止める体制を作る。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- （5）各教科、道徳、特別活動等の学校教育全般を通して、個性や差異を尊重する態度やその基本となる適切な価値観を育てる指導を徹底するとともに、かけがえのない命、生きることのすばらしさや喜びを実感できるような活動を工夫し、すべての児童が安心して生活できるようにする。
- （6）子供たちの人間関係力、コミュニケーション能力育成のための「子供の社会性を育てるスキル教育」を積極的に導入し、よりよい集団づくりを心がける。
- （7）教育相談等の児童理解につながる研修に積極的に参加して指導力の向上に努め、必要に応じて各専門機関と連携し、適切な指導助言ができるようにする。

3 いじめの認知

- （1）いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策組織（本校は「いじめ・不登校対策委員会」）を活用し、構成員の協議により行う。
- （2）いじめの被害者と目される本人が否定する場合もあることを踏まえ、訴えの有無のみに頼らず、関係児童の表情や様子をきめ細かく観察することに加え、幅広く情報を収集し、総合的に判断する。

4 具体的な取組

(1) 教職員と児童

教職員	児童
※いじめ防止に努めるために ・「いじめとは何か」「いじめはなぜ許されないのか」などについて理解できるよう、学年の発達段階に応じて具体的に指導し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。 ・日常の観察や細やかに行う。(交友関係・体調や表情・服装や言葉づかい・欠席等・持ち物・金銭の使い方・保健室への訪問回数等) ・「心の健康チェック」(月1回)→いじめ被害の項目に記載がある児童に対し、相談を行う。 ・「Q-U」アンケート(5月・10月) ・児童指導情報交換会実施(月1回) ・個人の記録をし、変化を把握する。 ・欠席した児童(連続2日以上)については、電話や家庭訪問で状況を把握する。 ・ストレスなど攻撃的感情を生む要因に着目し、それに適切に対処できる力が育つよう指導する。 ・「子供の社会性を育てるスキル教育」を計画的に行う。 〔SST〕 ・定期的な教育相談を行う。 ・携帯電話やインターネット等についての指導を発達段階に応じて行う。 ・いじめが起きたときには、直ちに事情を確認した上で緊急対策会議を開き、対応を検討する。・保護者に対しての担当者(窓口)を決め、保護者に知らせる。	※自他を尊重する心をもつために ・一日の自分や学級の生活について反省する。(帰りの会で「〇〇さんありがとう」という機会を設けるなど、和やかな雰囲気が生まれる活動を取り入れる。) ・学級活動で友達や学校生活のよりよい方向について話し合う。 ・委員会やクラブ活動、縦割班の清掃や共遊など異学年交流を通じ、感謝やいたわりの心を学ぶ。〔ピア・サポート〕 ・言葉づかいに気をつけて生活する。 (お互いを「さん」づけで呼ぶ。あったか言葉を使い、トゲトゲ言葉を使わない。) ・外見(身体的特徴、服装など)や学習成績などで揶揄することを厳に慎む。

(2) 家庭との連携

- ・いじめ解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。
- ・児童のことで気がかりなことがあるときは、すぐに連絡をお願いする。
- ・いじめに発展しそうな問題が起きたときには、双方に事実報告と関係修復の助言をする。

(3) 専門機関との連携

- ・必要に応じて、専門機関の協力を得ながら解決を図る。

各専門機関	電話番号
○真岡市教育委員会	0285-83-8181
○真岡市心理相談員	〃
○栃木県総合教育センター	028-665-7210
○芳賀教育事務所学校支援課(スクールサポーター)	0285-82-3324
○県東健康福祉センター地域福祉課(家庭相談員)	0285-82-2365
○中央児童相談所相談調査課	028-665-7830
○もおかライブラリー教室相談部	0285-83-9488